

# 平成31年度合志市経営方針

合志市政策推進本部において、総合計画第2次基本構想 第1期基本計画（計画期間：平成28年度から平成31年度）に基づき、平成31年度の取り組みについて、合志市の経営方針を決定しましたのでお知らせします。

この経営方針は、第1期基本計画の政策体系に基づく28の施策の課題や方針を基本として、行政内部における平成29年度の目標達成度と事務事業貢献度に関する評価、平成30年度の取り組み状況、並びに市議会及び市総合政策審議会における施策評価を踏まえ、第1期基本計画の最終年である平成31年度における施策別の取り組み方針を表しています。

また、平成31年度において、どの施策に力を入れ優先的に推進していくかについて、最重点施策及び重点施策を設定しています。

なお、取り組み実施については、国等の動向による状況の変化に適切に対応していきます。

## 施策の優先度評価

総合計画第1期基本計画の体系に基づく28施策について、最重点施策及び重点施策を以下のとおり設定しました。

なお、地方創生に関連する各種事業については、施策の優先度に関わらず全庁的な取り組みとして優先的に取り組むものとして位置づけます。

## 【最重点施策】

平成31年度において、他の施策との関連も含め、最も優先的に重点化し、さらに成果を向上させる必要があるとされた最重点施策は、次の4施策です。

- ⇒ **4 施策**
- ★財政の健全化
  - ★健康づくりの推進
  - ★防災対策の推進
  - ★計画的な土地利用の推進

## 【重点施策】

平成31年度において、他の施策に優先して取り組み、重点的に成果を向上させる必要があるとされた重点施策は、次の8施策です。

- ⇒ **8 施策**
- ☆市民参画によるまちづくりの推進
  - ☆行政改革の推進
  - ☆子育て支援の充実
  - ☆高齢者の自立と支援体制の充実
  - ☆義務教育の充実
  - ☆廃棄物の抑制とリサイクルの推進
  - ☆農業の振興
  - ☆商工業の振興

# 平成31年度の施策別 取り組み方針

## 基本計画：政策Ⅰ

## 自治の健康

### 重点施策

#### 施策① 市民参画によるまちづくりの推進

1. まちづくりへの市民参画が得られるよう積極的な情報発信に努める。
2. 多くの市民に市政への関心を持ってもらうため各世代を対象にした説明会、行事、イベントなどの取り組みを進める。
3. まちづくりの市民リーダー育成に努める。
4. まちづくりを進めるための庁内の体制を整備し、地域との連携を積極的に進める。
5. 「自治基本条例推進委員会」において、積極的に自治の課題の抽出と検討を行い行政運営に活用する。

### 重点施策

#### 施策② 行政改革の推進

1. スマート自治体の構築に向け、組織体制の整備と窓口業務改善の検討を進める。
2. 各種行政計画及び財政計画に基づき、行政改革に取り組むとともに、市民の理解と協力を得るために積極的な情報提供に努める。
3. 「職員人材育成基本方針」に基づき、各階層にあった職員研修の実施や各種研修支援を実施し、職員の資質向上に努める。
4. 「公共施設等総合管理計画」に基づき作成した各個別施設計画の進行管理を行う。
5. 西合志総合窓口を御代志市民センター(生涯学習施設)内に移転し、機能集約及び複合化を図ることにより、公共施設の利活用を促進する。

### 最重点施策

#### 施策③ 財政の健全化

1. 財政計画を基本とし事務事業マネジメントシートの各指標を参考に、限られた予算を有効に活用する財政運営に努める。
2. 自主財源の確保のため、公平かつ適正な税務事務を行うとともに、ふるさと納税制度の趣旨に沿った運用を確実に行う。
3. 予算・決算の状況等を広報紙や市ホームページで公表し、市民に分かりやすい周知に努める。
4. 職員の財務知識を高めるため、職階級ごとに財務諸表等の説明を行う。
5. 負担の適正化を図るため、施設使用料及び各種手数料等の見直しを検討する。

**重点施策****施策④ 子育て支援の充実**

1. 「第1期子ども・子育て支援事業計画」の最終年度にあたり、着実に事業を行い待機児童の解消に取り組むとともに、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施設整備をはじめ、さらなる保育の充実に努める。
2. 放課後児童クラブの質の向上に努めるとともに、今後の児童数の増加に対応するため、計画的なクラブの整備に取り組む。
3. 行政・学校・保育機関・家庭及び地域が連携し、子どもを見守る体制づくりを支援する。
4. 相談窓口の「女性・子ども支援課」の充実と地域サポーターの利活用を図り、子どもの安全・安心な相談支援の環境づくりに努める。

**最重点施策****施策⑤ 健康づくりの推進**

1. 生活習慣病の発症予防のため、特定健診受診率向上に取り組む。
2. 生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導等を充実させる。
3. 大学や企業などの関係機関と連携し、糖尿病にならないためのデータ分析を行い、医療費削減に努める。
4. 健康ステーションや食生活改善推進員協議会、その他健康づくりに寄与するような活動を支援し、市民の健康増進につなげる。

**施策⑥ 社会福祉の推進**

1. 生活困窮者が抱える課題の実態把握に努め、安心サポート合志や関係課、関係機関と連携を図りながら、個々に応じた自立に向け、包括的な支援体制の強化を図る。
2. 地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ地域住民、関係機関等と連携しながらサロンや交流活動など各種事業の啓発を行うとともに、ぽっかぽかサポートをはじめとした各種サポーターの人材育成に努め、地域の「ささえ愛」の意識向上を図る。
3. 避難行動要支援者の把握に努め、民生委員や地元自治会、自主防災組織等と連携しながら支援体制を整備し、避難行動要支援者名簿を活用した個別計画の作成から避難訓練等の実施を通して要支援者の安全確保に努める。

**重点施策****施策⑦ 高齢者の自立と支援体制の充実**

1. 老人クラブやシルバー人材センター、関係機関と連携し、広報活動の充実、会員増加に努め、高齢者の地域・社会活動への参加や健康づくり、就労機会の確保などの支援を行う。
2. 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者やその家族からの相談等に対して、地域包括支援センターの相談機能の強化及び地域と関係機関と連携した見守り支援体制の充実に努める。
3. 生活圏域での地域課題に対応した通いの場の確保や高齢者の利用ニーズに応じた地域資源の開拓など、フレイル対策や生活支援サービスを提供できる仕組みづくりを

進める。併せて、運営するスタッフの人材育成に努める。

4. 筋力や身体活動の低下の疑いがある高齢者の早期発見に努め、リハビリテーション専門職等を活用した総合事業などの適切な介護予防対策に繋げ、要介護状態にならないように努める。

## 施策 ⑧ 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

1. 「第5期障がい福祉計画」に沿った活動を円滑に進めるため、菊池地域自立支援協議会等と連携するとともに、ネットワーク協議会を活用するなど社会福祉施設との情報共有を図り課題解決に努める。
2. 障がい者（児）が自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業者と連携し適切なサービス提供体制の確保に努める。
3. 障がい者就労施設等が提供するサービスや製品の販路拡大・販売機会の確保などの支援を引き続き行うとともに、就労機会の確保に向けた取り組みの支援に努める。
4. 「障害者差別解消法」の周知を図り、地域の理解を深め、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す。併せて相談体制の充実や障がい者の社会参加の促進に努める。

**重点施策****施策⑨ 義務教育の充実**

1. 小中一貫教育について、今までの検証を基に各中学校区の特色を生かしながら、平成32年度からの全面実施に向けた準備調整を行う。
2. 不登校や不登校傾向の児童生徒に対して、家庭や専門機関と一層の連携を図り適切な対応に取り組む。また、いじめや問題行動については、学校や家庭等の連携により、早期発見、早期解決に取り組む。
3. 平成32年度から実施される小学校3年生からの英語教育について、昨年度に引き続きスムーズな移行を図る。
4. 教育施設の計画的な整備に努める。また、平成33年4月開校を目指し、分離新設を進める。
5. ICTの効果的な活用を推進することで、授業改善を図るとともに、教職員の多忙感の軽減を目指す。

**施策⑩ 生涯学習の推進**

1. 生涯学習施設の適正な維持管理に努め、計画的な保全、効果的な施設マネジメントに取り組む。
2. 市民の学習要求を的確に把握し、住民のニーズに応える。
3. 新たな地域コミュニティ(栄コミュニティ)活動の支援を行うとともに、情報の提供・共有に努める。

**施策⑪ 生涯スポーツの推進**

1. 健康づくりを目的とした社会体育を推進する。
2. 高齢者をはじめ、市民誰もが参加しやすいスポーツの普及促進を進める。
3. 小学校部活動の社会体育移行後のフォローアップを行うとともに、総合型地域スポーツクラブをはじめとするスポーツ団体との連携を図る。
4. スポーツ施設の安全安心な維持管理と効率的な環境整備を図る。

**施策⑫ 人権が尊重される社会づくり**

1. 人権尊重についての理解を深めるため「人権教育・啓発基本計画」(平成31年度改訂予定)に基づき、あらゆる機会を通じた効果的な人権教育・啓発を推進する。
2. 「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」「ハンセン病問題解決促進法」に基づき、国・県・各種団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進する。
3. 市民意識調査や行事ごとのアンケート等により、市民の声を反映した啓発・教育イベントの実施、広報等による啓発教育資料配布等を行い、市民参画の啓発・教育を推進する。
4. 人権教育推進協議会の各部会活動を充実させ、幼年期から高齢者まで一貫した人権教育・啓発に努める。
5. 「第3次男女共同参画推進行動計画」に基づき、差別のない社会づくりに向けた啓発を推進する。

### 施策 13 歴史・伝統文化を活かした郷土愛の醸成

1. 市の歴史・伝統・文化財を活用して、郷土愛の醸成に資する取り組みを進める。
2. 歴史・伝統・文化財を活用して、市民が関心を持てるよう周知啓発の工夫に努める。
3. 歴史資料館、図書館、マンガミュージアムが相互に連携し、情報発信拠点として内容充実を図る。
4. 伝統文化の保存・継承・育成について、保存団体等との連携、支援を継続する。
5. 歴史・伝統・文化財施設の適切な保存維持管理を行う。

**施策 14 危機管理対策の推進**

1. 新型インフルエンザ、ウイルス等の発生時には拡大しないように迅速に対応する。
2. 鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病に対応できるよう関係機関と連携し体制づくりや訓練を行う。
3. 非常時は、国民保護計画に基づき、国・県・他市町村等の関係機関と連携協力し、国民保護措置を総合的に行う。また、確実な情報発信を行うためにJ-ALERTの点検・訓練に努める。
4. 新たな宅地化による防災無線空白地解消と、防災行政無線と同時に発信する防災メールの登録を推進する。
5. 災害的な猛暑に対して、防災行政無線、防災メール等で情報を発信する。

**最重点施策****施策 15 防災対策の推進**

1. 自主防災組織の結成率100%に向け、積極的に各区に働きかけていく。
2. 各行政区の防災計画書となる地区防災計画書の策定に取り組み、地域の危険箇所や問題点などを共有化する。また、地区防災計画書に基づいた防災訓練を行っている。
3. 防災士の養成を進め、防災士連絡協議会を育成し、地域防災組織連携連絡会などを通じ地域と連携した動きができるよう進めていく。
4. 消防団員の実働に即した体制整備を進めながら団員確保に努める。
5. 地域における避難行動要支援者の個別計画の作成を支援するとともに、関係機関との災害対策の連携を強化する。

**施策 16 交通安全対策の推進**

1. 幼保育園・小学校、高齢者への交通安全教育を推進する。
2. 高齢者の運転免許証返納奨励支援策や自動車運転事故防止対策の検討を行う。
3. 熊本北合志警察署及び関係機関と連携した交通安全活動を行う。
4. 路面標示の引き直しや、事故多発箇所への注意喚起標示など交通安全施設の整備を図る。
5. 生活道路での歩行者の安全優先を考えた規制やゾーン30への取り組みを各地区、関係機関と検討を行う。

**施策 17 防犯対策の推進**

1. 自主防犯団体から各校区、コミュニティ、行政区などを基盤とした防犯団体への移行を検討する。
2. 各地区、関係団体へ防犯活動資機材の支給を行い、防犯活動を支援する。
3. 子どもや女性、高齢者を犯罪被害から守る為、警察・防犯協会などと連携し速やかな情報の提供や、犯罪抑止効果の高い見守りカメラの設置を行う。
4. 交番等の適正な配置を検討する。

## 施策 18 住環境の充実

1. 住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の再編等について検討していく。
2. 復興まちづくり計画に基づいた、身近で安心・安全な公園の整備や維持管理を行う。
3. 空家等対策については、空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会など未然防止対策を行っていく。また、「合志市特定空家等判定方法」により特定空家を認定し危険特定空家に対する対策を行っていく。
4. 今後とも竹林等整備の支援及び周知を継続して行う。

## 施策 19 水環境の保全

1. 市民、事業所等に対して節水への協力や地下水かん養、地下水汚染防止などの啓発を引き続き行う。
2. 農地の土壌診断を奨励し、適正な施肥や有機農業、無農薬農業の啓発を行い、水質保全を図る。

## 施策 20 水の安定供給と排水の浄化

1. 市民に安全で良質な水道水を供給するため、施設の適切な維持管理及び定期的な水質検査を実施する。併せて計画的に漏水調査を行い有収率の向上に努める。  
また、上水道施設の老朽化対策及び耐震化のため、計画的な配水施設の統廃合及び管路の整備、更新に取り組む。
2. 快適な生活環境の提供と排水の浄化を担う下水道事業を安定的に運営するため、施設の適切な維持管理を行い、放流水の水質基準を遵守する。併せて、老朽化する施設の更新を計画的に実施していくために、利用者に対し適正な費用負担を求めていく。
3. 大型台風や局地的豪雨による浸水被害の軽減を行うため、雨水排水対策の見直しを行う。

### 重点施策

## 施策 21 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

1. 事業所等に対して、適正なごみの分別をさらに推進し、ごみの減量化を図る。
2. 再生資源集団回収団体の活動を支援する。
3. ごみ収集量データを活用した「ごみの見える化」を行い、地域ごとの減量を進める。
4. 環境美化推進員活動を引き続き支援し、違反ごみの減量に努める。
5. ごみの減量化のために、3キリ運動(使い切り、食べ切り、水切り)や飲食店等での  
さんまるいちまる  
3010運動(残さず食べましょう)を推進する。

## 施策 22 地球温暖化防止対策の推進

1. 市民、事業所に対してCO2削減や省エネルギー、地球温暖化防止対策に向けた取り組みを推進する。
2. 各地区管理の全防犯灯のLED化を進める。
3. 各公共施設のLED化を推進し、省電力化を行いCO2の削減に取り組む。
4. 庁用車の更新時にあわせて、低燃費車の導入を推進する。



## 最重点施策

## 施策 23 計画的な土地利用の推進

1. 総合計画、復興まちづくり計画や都市計画マスタープラン等の各計画に基づき、地域のバランスを考慮した計画的な土地利用について官民連携により推進する。
2. 都市計画マスタープラン、重点区域土地利用計画との整合を図りながら農業振興地域整備計画を必要に応じ見直す。
3. 国や県に対し国県有地の有効活用や土地利用に関する規制緩和を求めていく。

## 施策 24 計画的な道路の整備

1. 「重点区域土地利用計画」に基づく道路網の整備に努めるとともに、市内の渋滞状況等を把握し、対応策の検討を行う。
2. 地域高規格道路の早期完成に向けた要望活動を行い、国道387号及び県道大津西合志線の4車線化を引き続き要望し、幹線道路の渋滞解消に向けた協議を継続して行う。
3. 通学路となっている市道の現状を調査し安全施設の整備に努めるとともに、危険な交差点や歩道の整備が困難な道路に対して、必要に応じた安全対策を進めていく。
4. 「橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装維持管理計画」に基づき、老朽化した道路施設の補修を行い、適正な維持管理に努める。

## 施策 25 公共交通の充実

1. 地域の現状にあわせ東西線を導入し、コミュニティバスの利便性、効率性の向上に努める。
2. コミュニティバスの周知を図り利用客の更なる増加を目指す。
3. 持続可能な地域公共交通を確立していくため、地域公共交通網形成計画を踏まえた再編(路線、運営、費用等)の検討を行う。

**重点施策****施策 26 農業の振興**

1. 稼げる農業を目指すため、関係機関と連携し、農産品のブランド化、農商工連携、6次産業化に努め、販路を更に拡大していく。
2. 「人・農地プラン」に基づき、認定農家への農地集積を進め農家所得の向上に結びつける。併せて新規就農の推進と育成支援を行う。
3. 県、農業委員会並びにJAと連携し、個別経営体である集落営農組織の法人化を進める。
4. 農業委員会と連携し、農地中間管理機構を活用して農地の流動化を推進し遊休農地の解消に努める。

**重点施策****施策 27 商工業の振興**

1. 中小企業等振興基本条例に基づき、商工会、企業等連絡協議会等と連携を図り、地域循環型経済の取り組みを積極的に進める。
2. 国・県・商工会・クラッシーノこうし・こうし未来研究所・企業等連絡協議会・包括連携協定各団体等との連携を強化し、中小企業の活性化、起業化への支援を行う。
3. 包括連携協定各団体等と連携し、合志ブランドの開発を進めるとともに、商品のPR、販売を進める。

**施策 28 企業誘致の促進と働く場の確保**

1. 企業誘致による地元の雇用促進と税収確保のため、工業団地の整備を進める。
2. 地域未来投資促進法を活用した企業誘致等を積極的に進める。
3. 企業の進出に対し阻害要因となっている各種規制の緩和を強く国・県に要望していく。
4. 既設工業団地の環境整備に引き続き努める。

合志市総合計画【施策体系表】

※平成31年度最重点施策・重点施策関係表

★ 最重点施策  
☆ 重点施策

将来都市像

政策名

施策名

元気・活力・創造のまち  
健康都市こうし

